

千歳市公共交通システム整備基本計画策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 千歳駅周辺の交通ターミナル機能等の整備及びバス路線網等の在り方に係る千歳市公共交通システム整備基本計画(以下「基本計画」という。)及び千歳駅と千歳駅から周辺公共施設等への特定経路にかかるバリアフリー化の推進を目的として、千歳駅周辺交通バリアフリー基本構想(以下「基本構想」という。)を策定するため、千歳市公共交通システム整備基本計画策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について検討及び協議をし、市長に提案する。

- (1) 千歳駅周辺の交通ターミナル機能等の整備に関すること。
- (2) 市内バス路線網の在り方に関すること。
- (3) 交通バリアフリーに関すること。
- (4) その他公共交通に関すること。

(組織)

第3条 委員は、別表に掲げる団体又は機関の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- 2 協議会に座長及び副座長を置き、座長は企画部長を、副座長は企画部次長が(都市機能整備担当)をもって充てる。
- 3 座長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長が事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 特別な事項を協議する必要があるときは、その事項に係りのある者を協議会に参加させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、基本計画及び基本構想策定が終了したときまでとする。

(会議)

第5条 会議は必要に応じて座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 座長が必要と認めたときは、関係あるものの出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 協議会に専門的な事項を調査審議させるため、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 部会に部会長を置き、部会長は企画部次長(都市機能整備担当)をもって充てる。
- 3 部会長は部会を招集する。
- 4 部会長は部会を代表し、会議の議長となる。
- 5 部会長が必要と認めたときは、関係ある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(運営委員会)

第7条 協議会の運営に関することを協議するため必要があるときは、運営委員会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、企画部主幹(公共交通担当)に置く。

(捕捉)

第9条 委員への報酬及び旅費の支給は、行わない。

2 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年2月2日から施行する。